

岐阜県サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第24条の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅に係る報告の徴収及び立入検査の実施（法第77条の規定に基づき中核市の長が行うもの及び岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）の規定に基づき市町村の長が行うものを除く。）について、必要な事項を定める。

(報告の徴収)

第2条 知事は、登録事業が適確に実施されていることを確認するため、法第24条第1項の規定に基づき、登録事業者に対し、毎年12月31日現在における業務の実施状況について、報告を求めるものとする。

2 登録事業者は、前項の求めがあったときは、その求めがあった日から一月以内に、サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書（様式1）により、知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の規定にかかわらず、高齢者の居住の安定の確保を図るため必要と認められる場合は、法第24条第1項の規定に基づき、登録事業者又は管理等受託者に対し、業務の実施状況について随時に報告を求めるものとする。

4 登録事業者又は管理等受託者は、前項の求めがあったときは、速やかに、サービス付き高齢者向け住宅事業報告書（様式2）により、知事に報告しなければならない。

(立入検査の実施)

第3条 知事は、法第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）をしたときは、登録事業が適確に実施されていることを確認するため、速やかに、法第24条第1項の規定に基づき、職員に立入検査をさせるものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、前条第2項又は第4項の報告の内容に疑義がある場合その他必要と認められる場合は、法第24条第1項の規定に基づき、職員に立入検査をさせるものとする。

3 知事は、法第24条第1項の規定に基づき、職員に立入検査をさせようとするときは、あらかじめ、検査の対象となる登録事業者又は管理等受託者に対して、サービス付き高齢者向け住宅等立入検査通知書（様式3）により、立入検査をする旨を通知するものとする。ただし、高齢者の居住の安定の確保のため緊急を要する場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

4 立入検査をする職員（以下「検査員」という。）は、住宅部局及び福祉部局の職員とし、それぞれの所管事項について検査するものとする。

5 知事は、検査員に、法第24条第3項の身分を示す証明書として、サービス付き高齢者向け住宅検査員証（様式4）を交付するものとする。

6 検査員は、サービス付き高齢者向け住宅等立入検査調書（様式5）により、検査するものとする。ただし、当該調書の検査事項の他に検査する事項がある場合その他特別の事情がある場合は、これによらないことができる。

(立入検査の留意事項)

第4条 検査員は、立入検査において、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 登録事業者又は管理等受託者の業務を妨げないよう努めること。

二 登録事業者又は管理等受託者に対して、あらかじめ、立入検査の目的や趣旨を説明し、理解と協力が得られるよう努めること。

2 立入検査を受ける登録事業者若しくは管理等受託者の事務所又は登録住宅に係る登録事業者又は管理等受託者は、立入検査において、検査の円滑な実施に協力するとともに、以下の事項を行わなければならない。

- 一 登録住宅及び併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設の業務状況の説明
- 二 帳簿及び管理状況書類の開示
- 三 その他検査員が求める事項

(検査結果通知)

第5条 知事は、立入検査をしたときは、速やかに、その結果をサービス付き高齢者向け住宅等立入検査結果通知書（様式6）により、登録事業者又は管理等受託者に通知するものとする。

(是正報告)

第6条 登録事業者又は管理等受託者は、前条の通知で是正すべきとされた事項があった場合は、速やかに、当該事項の是正のために必要な措置を講じるとともに、当該事項を是正したときは、その旨をサービス付き高齢者向け住宅等立入検査に係る是正報告書（様式7）により知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月6日から施行する。